

第Ⅳ期鳥取県立中央病院改革プランの概要

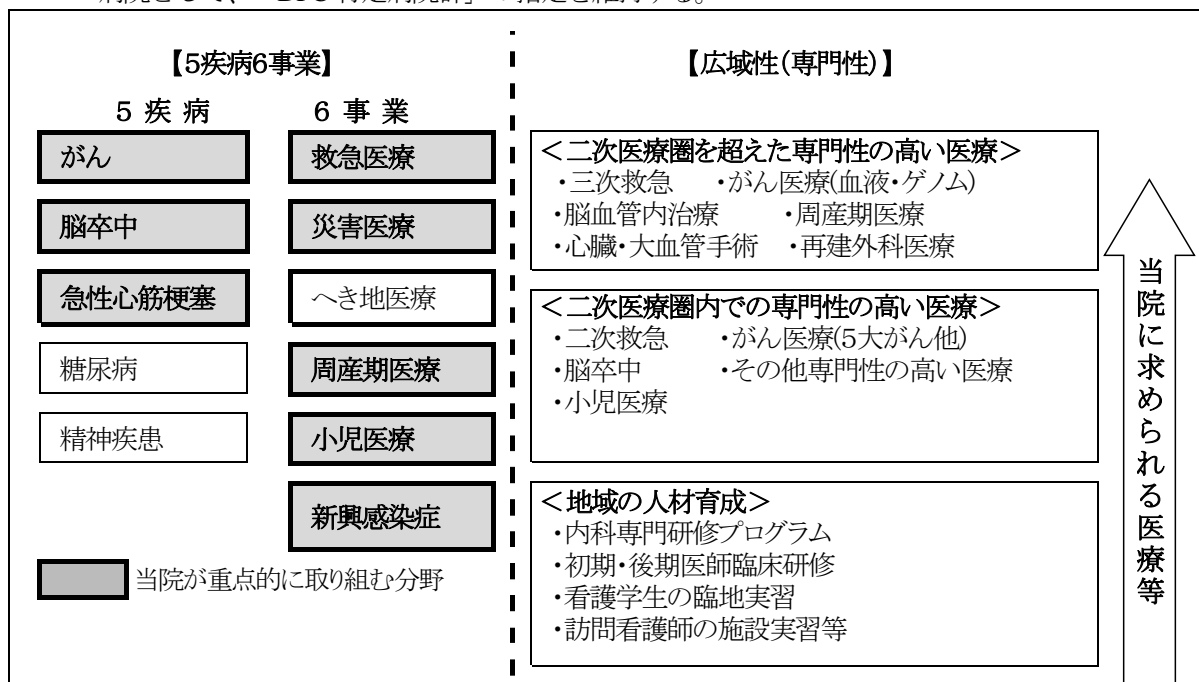
趣 旨

○鳥取県地域医療構想との整合性を保ちつつ、中央病院における今後5年間の安定した医療提供、健全経営のための具体的な経営方針を整理するもの。【対象期間：令和5年度～令和9年度】

中央病院の果たすべき役割

1 新改革プラン対象期間における基本方針

- ①高度急性期医療を担う地域の基幹病院として、がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、救急医療・災害医療・周産期医療・新興感染症などの他の医療機関では対応困難な分野において中心的役割を果たす。
- ②メディカルスタッフを充実させて専門性の向上を図るとともに、圏域全体の医療の質の向上のため、中小規模の公立病院等への職員派遣や支援を行うなど、連携を強化する。
- ③圏域の内科医充実のため病院総合診療医を養成し、将来的な専門医派遣の基礎を築くとともに、鳥取大学等の行う総合診療医育成の取組にも協力する。
- ④タスクシフト等を通じ、医療の質の確保と医師の働き方改革の両立を図る。
- ⑤オンライン資格確認認証や電子カルテ情報を活用し、国の医療政策に対応する。また、実情把握・情報収集に努め、情報セキュリティ体制を強化する。
- ⑥職員の経営意識の醸成、同規模病院との比較分析を通じて経営改革を推進し、また、高い診療機能を持つ病院として、「DPC 特定病院群」の指定を維持する。



2 令和9(2027)年における中央病院の将来像

地域医療構想を踏まえ、大学病院本院に次ぐ高診療機能を持つ病院として、東部保健医療圏における高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供する大規模・中核病院として圏域内の高度・先進的な医療を担うとともに、患者に優しく、働きやすい、地域に必要とされる病院を目指す。

- ・新病院の機能を生かした救命救急医療、圏域内唯一の周産期医療、がん医療、ロボット支援手術のほか、新興感染症についても対応可能な先進的医療を提供。
- ・医師の臨床研修や看護学生の実習の受入等、医療人材の育成に励むとともに、圏域内の公立病院等にも派遣しうる体制を整備するなど地域の医療機関との連携を強化。
- ・タスクシフト・IT化による効率化や外部委託の検討を進め、職員に応じた柔軟な働き方を可能とし、働きやすい職場へ。
- ・患者目線での利便性やサービスの向上により、患者に負担の少ない、患者に優しい病院になるとともに、積極的に広報活動を行い、地域に開かれた病院を目指す。

3 地域包括ケアシステムの構築と中央病院の役割

地域包括ケアを担う人材の育成等にも協力する。

(高度医療の提供、救急患者の受け入れ、病病・病診連携、介護専門職との連携、病院の認定看護師による訪問看護師への指導、訪問看護師養成講習の施設実習の引き受け等)

主な改革戦略

1 高度急性期医療体制の整備

- ①医療の提供だけでなく、医療体制や機能の充実強化を図る。(適切な機器の整備等)
- ②新興感染症対応の体制確保、災害拠点病院としての基盤整備に取り組む。

2 人材の確保と育成

- ①地域医療を担う人材育成を進めるとともに、メディカルスタッフの充実と専門性を高める取組の強化。
- ②若い職員の研修体制の整備を進め、職員に応じた柔軟な業務体制や定員管理の検討を行う。
- ③訪問看護師等の育成に寄与する。(病院の認定看護師による訪問看護師への指導、訪問看護師養成講習の施設実習の引き受け等)

3 連携と協働の拡大

- ①回復期、慢性期の医療を提供する医療機関との連携を強化する。(地域連携パスの充実等)
- ②圏域の医療の質の向上のため、中小規模の公立病院との連携を強化する。
(医師の相互派遣、内科医養成体制の確立等)
- ③地域包括ケアシステムの構築へ貢献する。
(ケアマネジャーや地域包括支援センター等、介護関係者との連携強化)

4 医療情報の活用

- ①ベンチマーク分析による医療の質と経営効率の向上及び経営指標の共有による自発的な経営改善環境の整備を進める。
- ②医療の高度化やタスクシフト、人材不足やサービス向上に対応するため、ICTの導入充実を検討。

5 働きがいのある職場環境づくり

- ①職員の研究・研修、キャリアアップの取組を支援する。
- ②ワークライフバランスを重視した職場環境づくりを進める。
(院内保育所の整備、看護師の夜勤専従の取組等)
- ③医師の働き方改革やタスクシフト、IT化による効率化を進め、働く職場としての魅力を高める。

6 健全経営の確保

- ①収入の確保及び費用の節減を進める。
(診療や病床運用の効率化等による収益確保、医薬品・診療材料の共同購入による費用削減等)
- ③医療機器購入などは、確実な経営推計のもと計画的に投資を行い、必要に応じて県一般会計からの交付金を得る。
- ⑤上記の取組を進めることにより、経常損益や純損益の黒字転換を目指す。

一般会計負担の考え方

- 一般会計からの繰出しは、総務省が定める繰出し基準に基づいている。
- 平成18年度から、5年を区切りとした総額設定の交付金として運用されており、第Ⅲ期(平成28年度～令和2年度)及び第Ⅳ期(令和3年度～令和7年度)においても同様に、救急医療体制の確保など当院の使命を踏まえつつ、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を中心に、必要な額の繰出しを受ける。

プランの点検・評価

各年度の取組について、県立病院運営評議会による点検・評価を受ける。

〔県立病院運営評議会〕 県医師会、地区医師会、県薬剤師会の代表者及び民間病院関係者、税理士等9名の外部有識者で構成